

高齢者福祉サービスのお知らせ

種類	内容	助成額・利用料
緊急通報サービス 	<p>ひとり暮らしの方などに緊急通報装置を貸し出します。緊急事態発生時には、管理センターと連絡を取ることができ、状況に応じて対応します。</p> <p>おおむね65歳以上の在宅の方で、ひとり暮らしまたは日中独居となる方や常時の見守りが必要と認められる方が対象となります。</p>	<p>月額800円 (減免あり)</p>
配食見守りサービス 	<p>在宅で見守りが必要な高齢者の方へ、安否確認を兼ねたお弁当の配達を行います。</p> <p>おおむね65歳以上の在宅の方で、ひとり暮らしまたは日中独居となる方や高齢者のみの世帯で、対象者以外の方が要介護(支援)認定等を受けているため援助を受けることが困難な方が対象となります。</p>	<p>1食当たり500円 (減免あり)</p>
軽度生活支援サービス 	<p>一時的な体調不良や退院直後の回復期など、日常生活に支障がある方に、回復するまでの短期間、日常生活の支援を行います。</p> <p>おおむね65歳以上の要介護(支援)認定及び障害支援区分の認定を受けていない在宅の方で、ひとり暮らしの方または日中独居になる方、高齢者のみの世帯で、対象者以外の方の援助を受けることが困難な方が対象となります。</p>	<p>1時間当たり600円 (減免あり)</p>
紙おむつ購入費助成 	<p>在宅で生活している重度介護者の方の紙おむつ購入費の一部を助成します。(申請は6月3日(月)から)</p> <p>おおむね65歳以上の在宅の方で、要介護4または5の認定を受け市町村民税が本人非課税であり、常時紙おむつが必要と認められる方が対象となります。</p>	<p>助成券を交付 年間40,000円を限度</p>
介護タクシー利用助成 	<p>常時車いすを利用している在宅の方で、公共交通機関を利用することが困難な方に、介護タクシーの費用を助成します。</p> <p>要介護認定を受けている方で常時車いすを必要とし、介護タクシー以外での移動が困難な方が対象となります。(当該年度において既に在宅障害者タクシー利用助成を受けた方は対象になりません。)</p>	<p>助成券を交付 年間36,000円を限度</p>
訪問理美容出張費助成 	<p>在宅で寝たきり等の理由で理美容院に行けない方に、自宅で理美容サービスを利用するための出張費を助成します。要介護4または5の認定を受けている方や身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方が対象となります。</p>	<p>助成券を交付 年間6,000円を限度</p>
ごみ出し支援見守り活動 (ふれあい収集) 	<p>一人暮らしの高齢者等のごみ出しを支援するとともに、安否確認を行います。集積場までごみ出しをすることが難しい状態にある方や、他の人からのごみ出し支援を受けられない方(要介護(支援)認定を受けている方、身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方など)が対象となります。</p>	<p>1回100円 (週2回まで)</p>

福祉課窓口で配布しています!

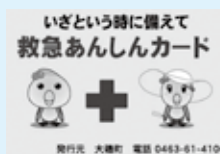
救急医療用情報キット

自宅での緊急時、連絡先や持病、服用している薬などの必要事項を記入しておくことで、必要な情報を周囲の人に伝えることができます。



救急あんしんカード

普段から身に付けておくことで、外出先等での緊急時にご家族等への連絡や、適切な処置を円滑に行えるように備えます。



はいかいSOSネットワーク

認知症の高齢者の方が自宅に帰れなくなってしまった場合に備え、事前に情報を登録しておくことで、警察や介護保険事業者等と連携して早期発見に努めます。登録時に番号の入ったキーホルダーをお渡ししますので、普段の持ち物につけてください。



福祉課 ☎内線315